

〔fourth step〕

最後に内閣による「衆議院の解散」について、上記議院内閣制の仕組みを踏まえながら説明する。

まず、条文上は、天皇が国事行為として「衆議院を解散する」と規定されていることを念頭に置く必要がある（憲法7条3号）。そして、天皇の国事行為は「国政に関する権能」ではない以上（憲法4条1項），その性格は形式的・儀礼的なものとして理解されるため、実質的な解散権の所在が問題となる。

↓ 解散権の所在²⁰

制度説	均衡本質説を前提にして内閣が解散権を有すると論じているが、それは結論の先取りの議論であるという批判がなされている。 ※憲法4条1項には整合的
7条説	責任本質説による国民内閣制論に加え、天皇の国事行為には <u>内閣の助言と承認が必要である</u> 点（憲法7条柱書）から、内閣に実質的な解散権があると解するのが一般的である。 ⇨天皇の国事行為は本来的に形式的・儀礼的である以上、衆議院の解散を「決定」するのではなく「宣言」しているにすぎないため、内閣の助言と承認もその「宣言」にかかるとして憲法4条1項と整合的ではないという批判もある。
65条説	控除説を前提とするため、後述する「行政権」の（積極的）意義と整合しない。

↓ 解散類型

衆議院が解散される類型は、①内閣が衆議院の信任を失った場合（対抗的解散権）と②内閣が民意を問う場合（裁量的解散権）の2つある²¹。ポイントは、内閣と衆議院の信任関係の回復にある。

<①類型>

衆議院が内閣を信任できないとすれば、不信任決議（又は信任決議案の否決）により内閣を総辞職に追い込むことが許容されている（憲法69条）。他方で、内閣は、衆議院の信任を失った事態に対し、衆議院の政治責任を迫及する手段として、衆議院議員の総選挙（憲法54条1項）が招来することができる。

上記解散によって、衆議院議員も内閣構成員も一新され（憲法69条、70条）、内閣総理大臣の指名は衆議院の議決に優先性があることから（憲法69条2項）、新しい衆議院が新しい内閣を形成し、衆議院と内閣の信任関係は回復することになる。

<②類型>

内閣が民意を問う場合、内閣は民主的機能に期待して、内閣の一存で衆議院を解散することになる。このような裁量権を内閣に認めていいのか学説上対立はあるが、議院内閣制の仕組みから説明できる。

内閣による一方的（裁量的）な解散も、衆議院と内閣の信任関係が壊れ、両者の間に亀裂が生じている場合には、衆議院の内閣不信任決議（憲法69条）を待たずとも、信任関係の回復を図る趣旨から裁量的解散も憲法上許容されることになる。

²⁰ 宍戸・前掲注2) 240-241頁。

²¹ 渡辺ほか・前掲注釈1) 225-228頁。

↓②類型につき、裁量権の限界はないのか（憲法上の根拠がないため問題）

解散権の限界²²については、上記実質的決定権の根拠とは区別して論じるべきである。

限界説	①内閣の重要法案や予算案が否決又は審議未了 ②政界再編成等による内閣の性格が根本から変わった場合 ③総選挙の争点外の新しい重大な政治的課題 ④内閣が基本政策を根本から変更する場合 ⑤議員の任期満了時期が接近している場合 等
無限界説	→解散権の民主的意義を強調し、衆議院を解散の恒常的な脅威の下に置く

☆責任本質説+国民内閣制論の立場からは無限界説に近い（※議会制論の立場は限界説寄り）。

そもそも、限界説は何をもって限界とするのか明確性・一貫性に欠ける。ただし、解散自体は国民に対し内閣が信を問う制度である以上、それにふさわしい理由が存在することが前提となる。無限界説を採用しても、この理由は書く必要がある。

Cf. 参議院との間の調整の仕組みについて解散権が及ぶか

日本国憲法は、上述の通り、衆議院と内閣の意思が一致しない場合に、内閣不信任又は衆議院解散によって一致を回復する仕組み（憲法 67 条、69 条）を内包しているが、参議院との間の調整の仕組みは用意されていない（郵政解散）。そこで、参議院との間の調整の仕組みについても解散権が及ぶかが問題となる。

・国民内閣制論の立場からは、内閣に自由な解散権を与え、議会を解散の恒常的な脅威の下に置く方が、野党は民意に近づこうとし、与党も内閣の下でまとまらなければならない点で有効である。

⇒参議院が重要法案を否決したとき、内閣は衆議院の解散により国民の判断を仰ぎ、内閣支持派が勝った場合には参議院はその結果を尊重するという慣行の確立により有効²³（参議院との間の調整の中で処理）。

・議会制論の立場からは、解散は議員の身分を任期途中で失効させるため限界があると捉えることになる。

⇒郵政解散は異常な解散の事例であり、参議院で重要法案が否決された内閣は、衆議院が両院協議会を呼びかけるか、再議決を行うかどうかを見極めたうえで、最終的に衆議院が法案を復活できなかった場合に、衆議院の解散を認めるべきである²⁴（衆議院との間の調整の中で処理）。

²² 渡辺ほか・前掲注釈 1) 228-229 頁。

²³ 穴戸・前掲注 2) 243 頁、高橋和之『現代立憲主義の制度構想』（有斐閣、2006）101 頁。

²⁴ 穴戸・前掲注 2) 243 頁、高見勝利『現代日本の議会制と憲法』（岩波書店、2008）194 頁、197 頁。